

令和7年度 青森県脱炭素化・カーボンニュートラル関連設備導入支援 事業費補助金のご案内

県内中小企業者のグリーントランスフォーメーション（GX）を推進し、企業価値や競争力の向上につなげていくため、デジタル技術を活用した生産工程等の脱炭素化と生産性向上の両立に資する設備導入に要する経費の一部を補助します。

《補助率・補助上限額》

補助率	補助上限額
対象経費（税抜） 1／2以内 の額	500万円

《補助対象者》 県内に本社又は事業所を有する中小企業者（会社及び個人）

《補助対象事業》

デジタル技術を活用した生産工程等の脱炭素化と生産性向上の両立に資する設備を導入する取組であって、次の①～④全ての要件を満たす事業

①	県が実施する「中小企業等グリーントランスフォーメーション推進事業」においてGX推進アドバイザーが行うGX経営戦略の策定支援、省エネ最適化診断、省エネお助け隊の診断、省エネ診断拡充事業等のいずれかを受けて実施する取組であること
②	事業所等の付加価値額※の向上に資する取組であること ※付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費を合算したもの
③	事業所等の炭素生産性（エネルギー起源二酸化炭素排出量当たりの付加価値額）の向上に資する取組であること
④	事業の成果を県内中小企業者に波及させるために事業成果の公表に同意すること

～取組イメージ～

- ・工場の主要機械装置をエネルギー効率の良い最新の機械装置へ更新し、機械装置のネットワーク化を図り、エネルギー消費量の削減とIoTによる生産効率を向上させる取組
- ・高効率ボイラーやヒートポンプなどの高効率機器や省エネ機器へ更新することで、最適なエネルギーマネジメントを実現させ運用効率を最適化する取組 等

《補助対象経費》

- ・機械装置・システム構築費
- ・専門家経費 ※詳しくは裏面参照

《事業実施期間》

交付決定日から
令和8年2月27日(金)まで

《申込方法・期限》

令和7年8月25日（月）（必着）までに公募要領に記載されている
提出書類一式（申込書（第1号様式・別紙1・2、3等）をメールにて工業会へ送付してください。

《申込書の提出・問合せ先》



一般社団法人青森県工業会 「GX推進事業担当」
〒030-0801 青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル7階
TEL:017-718-5399 FAX:017-723-1243 メール：system@aia-aomori.or.jp

補助金の詳細・申込書様式等はこれから⇒【<http://www.aia-aomori.or.jp/2870.html>】

《補助対象経費（詳細）》

補助対象となる経費であることを明確に区分でき、必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって確認できる以下の経費です。

なお、**太陽光パネル・蓄電池の購入は対象外**となるほか、「人件費」及び「専門家経費」のみの事業はお申込みできませんのでご注意ください。

また、対象経費は、交付決定を受けた日以降に発注を行い補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限りします。

経費区分	補助対象経費の説明
機械装置・システム構築費	① 専ら補助事業のために使用される機械・装置の購入、製作及び借用に要する経費 ② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア及び情報システムの購入、構築及び借用に要する経費 ③ ①又は②と一体で行う改良、修繕及び据付けに要する経費 ④ 購入又は借用する機械・装置等の搬送に要する経費 ⑤ 補助事業の実施に必要な機械・装置及び情報システムの設計開発、運用及び設定に要する経費 ⑥ 機械・装置の製作及び情報システムの構築に直接従事する従業員等の人件費（直接作業時間に対するものに限る） ◆賃金台帳の提出が必要となります （人件費の算出方法） 人件費基本給×補助金従事時間割合＝人件費 ・人件費基本給は、賃金台帳に記載されている金額 ・補助金従事時間割合は、 補助金対象の作業に直接従事した時間÷1月あたりの全労働時間 ⑦ 既存の機械・装置の撤去及び廃棄に要する経費 （補助事業で購入する機械・装置に入れ替える場合に限る。なお、既存の機械・装置を売却した場合は、当該売却額より撤去費用が大きいときに限り、その差額分を対象経費とする） ※1 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとします。 したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみ対象とします。 ※2 「改良・修繕」とは、購入した機械設備の機能を高め又は耐久性を増すために行うものであります。 ※3 「据付け」とは、購入した機械・装置の設置と一体で捉えられるものに限ります。 設置場所の整備工事や基礎工事は含まれません。 ※4 2者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合のみ、中古設備も対象になります。
専門家経費	専門家から技術指導や助言を受ける場合に要する謝金及び旅費 ※ 旅費は当会の基準に従うことになります。指導記録等の整備をする必要があります。

GX推進アドバイザーによるGX経営戦略の策定支援を受けるには

本補助金申込にあたり、GX推進アドバイザーによるGX経営戦略の策定支援を受ける事が**要件のひとつ**となっています。GX経営戦略の策定支援を受けるには、当会HPから「派遣申込書」をダウンロードし、当会へ送付してください。

また、GX経営戦略の策定支援のほか、「消費電力が抑えられる先端設備導入について相談したい」など「GX」についてのご相談も支援しています。ぜひ「GX推進アドバイザー」をご活用ください。

◆支援までの流れ



◆**申込方法** 派遣申込書に必要事項をご記入のうえ、当会へ送付してください。